

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 事業名

北海道新幹線を活用した教育旅行誘客促進事業

### (2) 業務の目的

北海道新幹線の利用促進を図るため、北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブックを作成し、JR北海道、北海道観光振興機構と連携しながら、作成するガイドブックを用いて東北地方、主に青森県の都市や新幹線沿線市町村にプロモーション活動を行い、教育旅行の誘致を行う。

### (3) 業務の内容

#### ア 「北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブック」の作成

北海道新幹線の利用促進を図るため、東北地方の中学生を対象に、道央・道南地域をターゲットとし、旅行ルートに北海道新幹線の利用を組み込んだ教育旅行ガイドブックを作成する。

(ア) 規格 A4換算で50ページ程度、フルカラー

(イ) 部数 2,000部程度

(ウ) 内容

- ① 東北地方の新幹線駅を起点とした、往復北海道新幹線もしくは、片道に新幹線を利用する4本以上の2泊3日の旅行プラン
- ② ①の作成にあたっては、10個以上のテーマ（例：アイヌ文化や北海道の食文化など）を設定し、テーマに関連する道央・道南地域の見学・体験施設等を組み合わせた半日～1日程度の旅行プランもあわせて掲載し、2泊3日のプランに組み入れる。

(エ) 留意事項

- ① 選定する各テーマの見学・体験施設などにはそれぞれ関連をもたせ、ストーリー性のあるプランにすること。
- ② 各テーマには、必ず1人以上のテーマに関連する人物のインタビューを取り入れ、半日～1日程度の旅行プランには講話の時間を盛り込むこと。
- ③ 新学習指導要領に基づいた「アクティブラーニング」に則り、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」が実現できるプランにすること。
- ④ 10月から実施するプロモーション活動に使用するため、9月末までに完成させること。
- ⑤ 掲載地域（道央・道南地域）の選定にあたっては、可能な限り偏在しないよう配慮すること。
- ⑥ 実施にあたっては関係振興局や市町村などと調整を図ること。

## イ 教育旅行誘致のためのプロモーション活動

作成するガイドブックを用いて、J R北海道、北海道観光振興機構と連携しながら、東北地方の市町村に教育旅行誘致のためのプロモーション活動を実施する。

(ア) 実施時期 10月～3月

(イ) 実施場所 青森県青森市、弘前市、八戸市の3箇所以上

(ウ) 実施内容

北海道新幹線を活用した教育旅行の誘致のためのプレゼンテーション

① 東北地方、特に青森県の都市や沿線市町村を重点市町村とし、本事業で作成するガイドブックを用いて、市町村長及び担当者にプレゼンテーションを行う。

② 事前準備として、プレゼン資料の作成、シナリオ作成、機材手配、資料コピーを行う。

③ 実施にあたっては、青森県(市町村含む)やJ R北海道、北海道観光振興機構と調整を図ること。

## ウ 報告書の作成

(ア) ア～イの実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。

(イ) 報告書は、紙媒体(A4版)5部、電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)2部とする。

※本事業における成果品(データ)の所有権及び著作権は道に帰属する。

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアム構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室（担当：平野）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線23-815）  
011-204-5333（ダイヤルイン）  
FAX 011-232-4643

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 提出期限  
平成29年4月14日（金）
  - イ 提出方法  
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
  - ウ 提出場所  
3に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間  
平成29年4月3日（月）から平成29年5月2日（火）まで  
なお、3における交付時間は、8：45から17：30まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 交付場所  
3に同じ
- (3) 交付方法  
3で交付する。  
なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/skt/>

### 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。
- (2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
  - ア 提出期限  
平成29年5月2日（火）15：00（必着）
  - イ 提出方法  
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

- ウ 提出場所  
3に同じ

## 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 10 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

### (2) 契約書作成の要否

必要

### (3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

### (4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。